つながりを求めて

NPO 法人なら人権情報センター

奈良県磯城郡三宅町屏風 250-21　三宅町人権センター内（旧解放会館）

2019 年
第 108 号

ＮＰＯ法人なら人権情報センターは、三宅町より委託を受け、基本的人権を守り、あらゆる差別を許さない人材育成や、青年の人材を発掘するために多種多様な講座や研修を行いながら、地域のリーダー育成を行っています。また、地域へ人権情報の発信と人権侵害に対する総合相談・啓発などに取り組んでいます。

三宅町地域人権学習講座が始まりました

７月９日三宅町中央公民館において、第１回人権講座を開催しました。『８０５０問題を、ご存じでしょうか？』というテーマで、講師には「あかるいみらい準備室」代表・行政書士の山口まゆみさんをお迎えし、お話をして頂きました。山口さんは、障がい者・引きこもりなどの当事者の「親亡きあとの問題」や親御さんの「老い支度」などの相談窓口を運営されています。相談窓口を設置し始めて出会う現実に戸惑い驚いたのは、ロストゼネレーション世代（1970～1982 年頃出生世代）の相談が多いこと。病気や就職後の人間関係につまずく人や長期化した引きこもりの人は家族だけで抱えているケースが多いと指摘。「８０５０問題」は、引きこもりの長期化、親子とも高齢化した状況で収入が途絶え、病気や介護がのしかかり、一家が孤立し困窮するケースだと紹介。

町職員や住民の方など５０名を超える参加者があり、お話も、現状をしっかりと見据えた内容で、質問や意見などもありました。深く考え、学びと気づきの多い講座となりました。参加頂いたみなさま、ありがとうございました。

元気に「かいほう塾」やってます！

５月２１日に開校式・第１回学習ではじまり、１学期は７月１８日で終了し、夏休み。今年の「夏教室」も、８月２６日・２７日・２８日の３日間行いました。講師は式下中学校の先生、トライの講師、大阪教育大学の２回生が、ボランティアスタッフとして参加してくれています。生徒たちは、午後７時前には中央公民館にやってきて、宿題や課題の学習に取り組んでいます。問合せは ： ０７４５‐４３‐２２６０(担当：宇陀・明見)

2019 年度三宅町地域人権学習講座

本年度１０月～１２月の「人権学習講座」の予定が決まりましたのでお知らせいたします。
第１回、第２回と多くの職員、住民の方々にご参加頂き、ありがとうございました。
引き続き、ご参加お待ちしております。（時間・場所など、ご確認下さい！）

第３回 日時　：９月 11 日（水）13：30～15：00
場所　：三宅町中央公民館
テーマ：「障がい者差別解消法ー県条例」ー活動現場の声を聴く
講師　：奥田陽子氏/社会福祉法人ちいろば会・ちいろば園 主任

第４回 日時　：１０月１９日（土）午前 10:00～12:30
場所　：近鉄平端駅改札口集合
テーマ：「忍性さんを訪ね、額田部を歩く」フィールドワーク
講師　：奥本武裕氏/ 県同和問題関係史料センター 所長

第５回 日時　：11 月 13 日（水）15:00～16：30
場所　：三宅町中央公民館
テーマ：「部落差別解消法」と部落差別への理解を深めよう
講師　：奥本武裕氏/県同和問題関係史料センター 所長

第６回 日時　：12 月４日（水）15：00～16：30
場所　：三宅町中央公民館
テーマ：「ヘイトスピーチのいま、解消法から考える」
講師　：山本崇記氏/静岡大学准教授

多くの皆さんに知って頂きたい内容を集約し、現在ご活躍中の講師の皆さんをお迎えする事ができました。他人事とは思えない問題をこの機会に一緒に考えてみましょう。

「つながりを求めて」の facebook ページが出来ました。最新の情報や活動内容を順にアップしています。右記の QR コードからご登録をよろしくお願いします。
「相談したいけど電話やメールは苦手」と、思っている方も
facebook ページから連絡いただけます。

「障害者差別解消法―県条例」活動現場の声を聞く。第３回人権学習会講座に参加を！

2016年４月１日に「障害者差別解消法」と「奈良県条例」が施行されました。そしてこの直後７月２６日に、相模原「津久井やまゆり園」事件が発生しました。あれから３年が経過し、あらためて障害者差別をめぐる状況について考えていきたいと思います。

講師には、三郷町の社会福祉法人「ちいろば会」・知的障害者授産施設「ちいろば園」主任　奥田陽子さんをお迎えし、「差別解消法」や「県条例」の紹介と共に、活動を通して見えてきたこと、考えてきたことなどをお話していただきます。たくさんの方々のご参加お待ちしています。

第３回「人権学習講座」

９月１１日（水）日時：午後１：３０～１５：００　場所：三宅町中央公民館

講師紹介

「ちいろば園」主任　奥田陽子氏

プロフィール

２００３年、社会福祉法人ちいろば会に入職。生活介護事業所「ちいろば園」にて知的障害を持つみなさんの生活支援員を経験し、現在は主任として勤務。２０１６年～２年間、地域の障害を持つ人たちの相談を受ける機関での勤務も経験。

障害者差別解消法って？

障害を理由とする差別を禁止する具体的な対策を定めた法律です。正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、2013年６月に成立し、2016年４月１日に施行されました。この法律は、**障害のあるすべての人が障害のない人と同じように、基本的人権を生まれながらに持つ個人としての尊厳を尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を持つ**ことが述べられています。そのうえで、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性をお互いに尊重しながら共に生きる社会の実現のために、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

『のこのこの会』

臨床心理士の視点を通じたプチセミナー

「学校へ行けない/行きたくないという子どもたちは何を考え、何を思っているのでしょうか。子どもたちのＳＯＳを大人がどう受け止めていくのか、みなさんと共に考えていきたいと思います。」と呼びかけ、６月２９日に第１回の参加者交流会が持たれ、「不登校」の家族を持つ方も参加した。

この会は、「子どもと学校について考える」を主題に、毎回いろんなテーマでセミナーを開催するとしている。主催は、一般社団なら人材育成協会：会場は、三宅町人権センター（旧上但馬解放会館）毎月行われ、**次回は９月２９日（日）・１０月２７日（日）/午後１：３０～１６：００**

＊問い合わせ：０７４５－６７－０１０４/メール narajinnzai@gmail.com （担当：明見）

ひとりで抱え込まないで

子どものこと、家族のこと、仕事のこと、将来への不安など生活の困りごとなど三宅町人権センター内（旧上但馬団地解放会館）２階の相談室で行っています。予約制ですので、まずはお気軽にお電話ください。ＴＥＬ：0745-43-2260

- 専門スタッフが相談をお受けします。
- 状況に応じた専門機関をご紹介します。
- プライバシーは必ず厳守いたします。

○人間関係が上手くいかない
○子どもが学校にいかなくなった。どうしたらいいのかわからない
○子育てのことで悩んでいる
○ひきこもっている子どもに、どう接したらいいの？
○心配なことや不安なことがたくさんあって、何から考えていけばいいかな
○仕事が長続きしない。将来が不安。
　ｅｔｃ　様々な困りごと　お聞きします。

お知らせ　　三宅町人権相談窓口

電話/Ｆａｘ0745-42-2221　　相談日　毎水曜日　（11 時～16 時）
E-mail　npomiyake@nponara.or.jp　URL　http://www.nponara.or.jp